

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）

1 改正の背景

(1) 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正の背景

指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定介護予防支援等を提供することとされています。

このうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスについては、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」における介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日から、児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も、市町村条例の基準を満たせば、「共生型サービス」として介護保険サービスを提供できることとなります。

また、国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しておりますが、平成30年度に向けて、この共生型サービスに関する基準等について見直しが行われ、厚生労働省令である「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正され、平成30年4月1日付けで施行される予定です。

これを受け、本市条例とその施行規則についても一部改正を行う必要が生じております。

(2) 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則等の一部改正の背景

上記(1)のとおり、共生型サービスに関する基準等について見直しが行われ、厚生労働省令である「指定居宅サービス等の人員、設備、運営等に関する基準」が改正され、平成30年4月1日付けで施行される予定です。

これを受け、本市が定める国基準訪問型サービスと国基準通所型サービスの指定基準についても、この改正後の厚生労働省令に準じた基準としたいため、規則の一部改正を行う考えです。

2 改正する条例等

- 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例
- 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例
- 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例
- 小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則
- 小田原市第1号通所事業の実施に関する規則

3 改正の内容

(1) 指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正の内容

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例、小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例、小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例等について、介護保険法及び厚生労働省令のとおり定めます。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

①指定介護予防支援に関する基準等

- ・連携に努めなければならない機関として、障害福祉制度の相談機関を加えます。
- ・指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる等について説明することを義務づけます。
- ・入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務づけます。
- ・指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することを義務づけます。
- ・利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務づけます。

②指定地域密着型サービスに関する基準等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- ・オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、「3年以上」を「1年以上」とします。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」とします。
- ・夜間・早朝（18時から8時まで）だけでなく、日中（8時から18時まで）も同

一敷地内の事業所の職員の兼務を認めることとします。

- ・夜間・早朝（18時から8時まで）だけでなく、日中（8時から18時まで）も事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとします。
- ・介護・医療連携推進会議の開催頻度について、「年4回」を「年2回」とします。
- ・正当な理由がある場合を除き、事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行わなければならないこととします。

【夜間対応型訪問介護】

- ・オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、「3年以上」を「1年以上」とします。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」とします。

【地域密着型通所介護】

- ・共生型地域密着型通所介護に関する基準を設けます。

【認知症対応型通所介護】

- ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、「1施設当たり3人以下」を「1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下」とします。

【小規模多機能型居宅介護】

- ・サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されることに伴い、従業者の員数等の規定に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を加えます。

【認知症対応型共同生活介護】

- ・身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

- ・身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ・身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

【看護小規模多機能型居宅介護】

- ・サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を設けます。

③指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等

【介護予防認知症対応型通所介護】

- ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、「1施設当たり3人以下」を「1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下」とします。

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

- ・介護医療院に関する基準が創設されることに伴い、従業者が兼務できる併設施設や管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならない施設の規定等に、介護医療院に関する文言を加えます。

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ・身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めます。

(2) 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則等の一部改正の内容

①国基準訪問型サービスに関する基準等

- ・小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則について、厚生労働省令に準じて、「共生型国基準訪問型サービス」に関する基準を設ける等の改正を行います。

②国基準通所型サービスに関する基準等

- ・小田原市第1号通所事業の実施に関する規則について、厚生労働省令に準じて、「共生型国基準通所型サービス」に関する基準を設ける等の改正を行います。

4 施行予定日

平成30年4月1日